

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年6月24日(水) 午前9時30分から
2. 開催場所 屋久島町役場尾之間支所 3F 第3委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	1番	鎌田 秀久	君
委員	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (1人)

欠席者

17番 西橋 豊啓 君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 農用地利用集積計画について

議案第15号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について

議案第16号 非農地証明願いについて

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 鎌田 勝嘉

係長 川東 卓磨

主事 日高 啓太

相談員 西田 博隆

7, 概要
事務局長

おはようございます。本日は西橋委員が所用の為欠席となっております。

ただ今より平成 27 年度第 3 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員憲章朗唱は 12 番委員の牧優作郎委員にお願い致します。

憲章朗唱（12 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

改めましておはようございます。

先日の口永良部島の噴火以降、皆さんも険しい境地に立たされているのではないかと感じているところです。関連機構への対応、また農地の中間管理機構を農政と一体となってやるという方向になっておりまして、大変忙しい毎日を送っているところでございます。

先ほどの噴火関連につきましては、後ほど皆さんにもお願いやご協力やらすと思いますが、その時にはよろしくお願ひいたします。

本日も盛りだくさんの議案となっておりますので、皆さんの手際よいご意見で進めていきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 4 番委員、5 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

議案第 12 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 12 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 11 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、他 5 筆。地目：畑。6 筆の合計面積が [] m²。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：タンカン・ボンカンが 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：所有面積が [] m²。経験年数：申請人が 10 年、妻が 20 年。農機具等の保有状況：動噴機・2、チップパー・1、軽トラック・1、運搬車・1 です。

非耕作地はございません。

周辺地域との関係について『特に支障等はないと思います。』ということです。

地域との役割分担について『集落等の共同作業等全面的に協力いたします。』ということです。以上です。

会長

整理番号 11 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

譲渡人は譲受人の甥にあたります。贈与ということですが、譲渡人のおじいさんの時代に入会事業で農地を譲渡人のお父さんに移したんですが、申請地は娘さんにやるという話が出ていたそうで、今回の申請になっております。

申請人が双方了解しているということでもあります。

○番（農業委員）

場所の説明をいたします。6ページです。■■■■■の上に旧県道がございますが、その上に6筆まとまっております。双方了解しているということですので、問題ないと思います。以上です。

会長

整理番号11番について皆さん方からご質問等ございますか。
（「ありません。」の声あり）
ご異議なければ整理番号11番は申請を許可することにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）
整理番号11番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号12番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号12番。権利の種類：貸借権。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人■■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■、他2筆。地目：畑。3筆の合計面積：■■■■■㎡。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：エンドウが9月から3月、ソロヤムが1月から6月。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況といたしまして、経営面積：借地が■■■■■㎡。経験年数：申請人が20年、妻が20年。農機具等の保有状況：耕運機・1、草刈機・1、動噴機・1です。

非耕作地はありません。

周辺地域との関係について『特に支障等はないと思います。』ということ。

地域との役割分担について『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということ。

借人は今回5年間の貸借設定を行う予定でございます。

農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号12番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

■■■さんは15年くらい前に移住されてきてまして、農業が好きだという事でいろいろな作物を作っておられます。今は屋久トロとえんどうを主に作っておりますが、えんどうは連作ができないということで、土地を探していたようです。今回、■■■さんと話がついて、本人も喜んでおります。

場所については、■■■から■■■方面に行きまして、下の農道沿いにあります。

全然問題ないと思います。以上です。

会長

整理番号12番について皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょうか。

（「ありません。」の声あり）

ご意見ありませんの声です。整理番号12番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号12番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号13番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号13番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■■さん、譲渡人■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■、畑、■■■■■㎡。利用状況：畑。事由：体験学習農園。権利の移転

事務局長

を受ける者の状況：所有面積が [] m²。

周辺地域との関係：『高等学校の生徒の体験学習農園として利用するので、ほとんどのことを手作業で行い農薬もほとんど使用しないので、集落の農業に及ぼす影響は少ないと思われるが、万が一悪影響が出た場合には話し合いの上解決するように努めます。』ということです。

地域との役割分担：『集落の共同作業等に全面的に協力いたします。』ということです。

譲受人の [] は4月の総会において、農地を取得した学校法人でございます。今回、規模拡大ということで農地を取得するという事です。

農地法第3条第2項第2号に該当しますが、農地法施行令第6条第1項に該当することから、許可要件を満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号 13 番についてご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

場所は 12 ページ、 [] から 500m ほど山手にあがったところ
です。この土地は [] 君のおやじさんが農業委員時代に売買で求めた
土地だと思います。その当時、山手は個人の土地でしたが、 [] に
売買しております。申請地に入るのに、この山手の土地を通らないと入
れないんですが [] の所有になったため、入り道がなくなったとい
う話でした。

本人としましては仕方ないという話でございましたので、問題ないと思
います。 以上です。

会長

整理番号 13 番についてご質問等ございますか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 13 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 13 番は許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 14 番の説明を事務局からお願いします。

事務局長

整理番号 14 番。権利の種類：貸借権。契約内容：使用貸借権設定。

申請人：借人 [] さん（ [] 歳）、貸人 []
[] さん（ [] 歳）。土地の所在： []。地目：畑。
面積： [] m²。農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作
期間：ウコンが5月から3月、サツマイモが3月から12月。事由：新
規就農。権利の移動を受ける者の状況：経営面積は0。経験年数：申請
人・1年、妻・1年。農機具等の保有状況：耕運機・1、動噴機・1、
リースで管理機・1です。

周辺地域との関係：『支障等は特にないと思います。』という事です。
地域との役割分担：『農作業等の共同利用施設の取り決めの遵守や鳥獣
害被害対策への協力をいたします。』という事です。

申請人は経験年数が1年と短いですが、機械の保有状況・営農計画等
を見ますと農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全
てを満たしていると考えます。 以上です。

会長

整理番号 14 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

[] さんと [] さんの関係ですが、 [] さんがおじさんにあたります。
場所は 15 ページ。 [] を [] 方面へ行きますと、 [] を販
売している小さなお店がありますが、そこを下に行ったところ。写
真で見ますと木も草も生えていない感じですが、現状はススキや雑
木が生えていて機械を入れないと畑にはならないかなと思います。入口

○番（農業委員）

の方が広がっておりますが、砂利が敷き詰められている状況ですので実質耕作できるのは上段の奥の方だけです。

経験年数1年ということですが、去年あたりからウコンを植える練習をしているということで、しっかりやっているようでした。

本人は[]の仕事をしています。常時仕事をしているわけではないので農業をやってみようということで、父親や兄弟の手伝いをもらいながらやっていきたいという話でした。

先々は砂利の部分や原野の部分も耕作ができるようにした上で、将来的にはハウスで熱帯果樹を栽培したいということでした。以上です。

会長

整理番号14番につきまして皆さん方からご質問等ございますか。

（「ありません。」の声あり）

ご質問なければ、整理番号14番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号14番は許可することに決定いたします。

続きまして15ページです。

議案第13号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第13号。農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号3番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人[]さん、譲渡人[]さん。土地の所在：[]、畑、[]m²。利用状況：休耕地。第1種農地・都市計画区域内。事由『譲受人は[]を年の半分は屋久島で営んでおり、建設資材置き場が必要であるため。』ということです。転用目的及び事業計画：資材置き場の所要面積が[]m²です。

会長

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は親戚関係でありまして、贈与ということです。

23ページの写真で場所の説明をいたします。[]の[]に通じる道脇にあります。黄色い部分が譲受人の居住地ということで、ここも農地でしたが平成19年に住宅を建てて、年の半分ですが住んでおります。

コンテナを知人から譲ってもらったそうなんです。置き場に困っているということで、親戚が所有している隣接地に置かせてもらっていたようですが、今回、贈与してもらって名義を変えようという話になった時に、ここが農地であると気づいたそうです。お互い始末書を添付しておりますけれども、コンテナと資材置き場にしたいという申請です。

譲渡人は[]の方に住んでいて、屋久島に帰ってくることもないという事と、申請地は県道沿いでもありますので宅地化してくるだろうという地元の意見もありますので、仕方ない案件だと思います。

会長

皆さん方からご意見・ご質問ございますか。

（「ありません。」の声あり）

ご質問なければ整理番号3番について、申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号3番は申請に同意することに決定いたします。

会長

続きまして整理番号4番です。

事務局長

整理番号4番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑■■■㎡。利用状況：休耕地。第2種農地・都市計画区域内。事由『現在借家住まいであり、自己の住宅を新築するため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が■■■㎡、住宅の建築面積が■■■㎡、駐車場の所要面積が■■■㎡の内■■■㎡。申請人は事由のとおり現在借家住まいであり、第2種農地、■■■■も近く周辺は住宅が点在する場所であり転用はやむを得ないと考えております。以上です。

会長

整理番号4番について担当委員からご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

28ページの写真を見ますと、近くに小学校や町営住宅があり宅地化の進んでいるところであります。住宅を作るという事ですのでやむを得ないかなと思っております。以上です。

会長

整理番号4番について、皆さん方からご意見・ご質問ございますか。（「ありません。」の声あり）
整理番号4番について申請に同意することにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり）
整理番号4番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号5番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号5番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■さん。土地の所在：■■■■、畑、■■■㎡。利用状況：休耕地。第2種農地・都市計画区域内。事由『現在の駐車場は他人の土地を借り受けているため、近くに土地を購入し駐車場としたい。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成（駐車場）としての所要面積が■■■㎡です。
申請人の自宅と申請地は道路を挟んで向かい側にあり、現在は他人の土地を駐車場として借り受けている状況であります。本申請は申請地を購入して駐車場とするのが目的であり、周辺地域も住宅が密集している状況でありますので、転用はやむを得ないと考えます。以上です。

会長

整理番号5番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

33ページの地図を開けていただいて。集落の中心部にあたります。黄色い部分は申請人の自宅です。夫婦で1台ずつ車を所有しております。ちょうど車を2台止められるような面積です。譲渡人は■■■■に住んでおられるんですが、親が数年前に亡くなり相続で名義変更されておりました。帰ってくる予定もないので、土地を処分したいということでお互いに話をされたようです。
周辺に農地もなく、集落のど真ん中ですので問題ないと思います。

会長

整理番号5番について、皆さん方からご質問ございますか。（「ありません。」の声あり）
整理番号5番は同意することにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり）
整理番号5番は申請に同意することに決定いたします。

会長

続きまして 34 ページです。議案第 14 号。農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 14 号。農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求める。

整理番号 4 番から 6 番までは借人が同一ですので、一括して説明いたします。

整理番号 4 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人■■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■。現況地目：畑。面積：■■■■■㎡。農用地区域内。内容：パッション。契約期間：平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日までの■■年間。借料：パッション 10 kg。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：パッション・米・ボンカン・タンカン。経営面積：0 ㎡。従事日数：250 日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、動噴機・1、草刈機・1 です。

整理番号 5 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人■■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■。現況地目：田。面積：■■■■■㎡。農用地区域内。内容：米。契約期間：平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日までの■■年間。借料：米 1 俵。以下は整理番号 4 番と同じですので省略いたします。

整理番号 6 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権設定。申請人：借人■■■■■さん（■■歳）、貸人■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■、他 1 筆。現況地目：畑。2 筆の合計面積：■■■■■㎡。農用地区域内。内容：ボンカン・タンカン。契約期間：平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日までの■■年間。借料：ボンカン 40 kg、タンカン 40 kg。以下は整理番号 4 番と同じですので省略いたします。

借人は永田の人・農地プランの中心に位置づけされており、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断いたしました。 以上です。

会長

整理番号 4 番から 6 番は借人が同一ですので、一括して審議を進めたいと思います。担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

借人は人・農地プランに位置づけされておりました、一生懸命やっております。賃貸借となっておりますが、収穫時に現物を持参するということです。

整理番号 4 番ですが、38 ページの写真をお願いします。■■■■■を上がっていきます。ハウスでパッションを作っております。

次に整理番号 5 番です。■■■■■の脇にあります。米を作っております。

整理番号 6 番ですが、貸人は申請人の隣人でありまして、高齢の貸人に代わって耕作しておりましたが、今回正式に貸し借りをすることです。

問題ないと思います。 以上です。

会長

整理番号 4 番・5 番・6 番について、皆さん方からご質問等ございますか。

会長

(「ありません。」の声あり)

ご意見無いということですが、整理番号4番・5番・6番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号4番・5番・6番について計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号7番・8番・9番も借人が同一ですので一括して説明をお願いします。

事務局長

整理番号7番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人■■■■さん(■■歳)、貸人■■■■さん(■■歳)。土地の所在：■■■■、他2筆。現況地目：畑。3筆の合計面積が■■■■㎡。1筆が農用地区域内です。内容：ポンカン・タンカン。契約期間：平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日までの■■年間。借料：無償。権利の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ポンカン・タンカン・米。経営面積：0㎡。従事日数：250日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、動噴機・1、草刈機・2です。

整理番号8番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人■■■■さん(■■歳)、貸人■■■■さん(■■歳)。土地の所在■■■■。現況地目：田。面積：■■■■㎡。農用地区域内です。内容：米。

以下は整理番号7番と同じですので、省略させていただきます。

整理番号9番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。申請人：借人■■■■さん(■■歳)、貸人■■■■さん、相続人：■■■■さん(妻)・■■■■さん(子)。土地の所在：■■■■、他1筆。現況地目：田。2筆の合計面積：■■■■㎡。農用地区域内です。内容：米。契約期間：平成■■年■■月■■日から平成■■年■■月■■日までの■■年間です。

以下は整理番号7番と同じですので、省略させていただきます。

申請人は永田の人・農地プランの中心に位置づけされており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

会長

ご質問を受け付ける前に、整理番号9番について契約期間が5年なんです、相続人全員の同意があれば10年間の貸借が可能なんです、過半の場合には5年間しか認められないという制約がございます。

それでは整理番号7番・8番・9番について担当委員のご意見を願います。

〇番(農業委員)

借人は人・農地プランに位置づけられています。46ページの地図ですが、■■■■沿いに山側から3筆、2筆、1筆、合計6筆あります。整理番号9番は未相続地ということで、奥さんと娘さんの過半の同意を得て5年間の貸借となっております。問題は無いと思います。以上です。

会長

整理番号7番・8番・9番について皆さん方から、ご意見・ご質問ございましたらどうぞ。

(「ありません。」の声あり)

整理番号7番・8番・9番について計画を認めることにご異議ございませんか。

会長	<p>(「はい。」の声あり)</p> <p>整理番号7番・8番・9番は計画を認めることに決定いたします。続きまして、整理番号10番です。</p>
事務局長	<p>整理番号10番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん(■■歳)、譲渡人■■■■さん(■■歳)。土地の所在：■■■■、畑■■■■m²。農用区域内。内容：たんかん・野菜。移転時期：平成■■年■■月■■日予定。対価：■■■■円。利用権の移転を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：ポンカン・タンカン。経営面積：所有面積が■■■■m²、借地が■■■■m²、合計■■■■m²。従事日数：240日。農機具等の保有状況：軽トラック・1、SS・1、動噴機・1、刈払機・2、ハンマーカッター・1です。</p> <p>譲受人は認定農家であり原集落で積極的に作業をされていることから、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
会長 ○番(農業委員)	<p>整理番号10番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>譲渡人のお父さんは■■■■をしながらポンカン・タンカンを栽培していたんですけども、長男の■■■■さんは■■■■で働いております。譲受人は■■■■の若手認定農家であります。48ページの写真を縦に見ていただきまして、上の方に県道と■■■■があります。下に農免道がありまして、道脇です。■■■■君は少しずつ規模拡大しております、問題ないと思います。以上です。</p>
会長	<p>整理番号10番について、皆さん方からご意見ございませんか。(「ありません。」の声あり)</p> <p>整理番号10番について計画を認めることにご異議ございませんか。(「はい。」の声あり)</p> <p>整理番号10番は計画を認めることに決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号11番です。</p>
事務局長	<p>整理番号11番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人■■■■さん、譲渡人■■■■さん(■■歳)。土地の所在：■■■■と■■■■、畑■■■■m²。内容：茶園。移転時期：平成27年7月1日予定。対価：■■■■円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：茶。経営面積：所有面積が■■■■m²、借地が■■■■m²、合計■■■■m²。従事日数：240日。農機具等の保有状況：荒茶工場・200kgライン、乗用茶摘採機・4、乗用茶園管理機・5、耕運機・1、トラクター・1、茶園管理機・6、作業用トラック・4、ライトバン・1、超水槽スプリンクラー・一式です。</p>
会長 ○番(農業委員)	<p>整理番号11番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p> <p>譲渡人は■■■■を退職後にお茶栽培をしてがんばっていたんですが、高齢でできなくなったということと、後継者もないということで■■■■さんに買い取ってもらうということで、問題ないと思います。</p> <p>場所については50ページの写真で説明しますと、■■■■と■■■■の中間の■■■■地区というところになります。山側にはお茶畑が広がっているところ。今回の申請はこのひよろ長い土地でして、右手・左手の方はいつでもお茶が植えられるんで、申請地も含んで全体的に茶園にして</p>

○番（農 業 委 員）	<p>いくんではないかと思ひます。</p> <p>写真からもわかると思うんですが、道路で区切られて残ってしまったような土地なんですが、左手の土地と一体として利用するんじゃないかと思ひます。</p> <p>有効に使われると思ひますので、問題ないと思ひます。</p>
会長	<p>整理番号 11 番について、皆さん方からご質問等ございませぬか。 （「ありませぬ。」の声あり）</p> <p>ご質問なければ、整理番号 11 番について計画を認めることにご異議ございませぬか。 （「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号 11 番は計画を認めることに決定いたします。</p>
事務局長	<p>続きまして 51 ページ、議案第 15 号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案第 15 号。農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項に基づき意見を求める。</p> <p>整理番号 2 番。変更区分：農用地編入。申請人：[redacted] さん（[redacted] 歳）。土地の所在：[redacted]、畑、[redacted] m²。利用状況：不耕作地。変更理由：『申請地に茶樹を栽培し、農業をしたため。』ということです。</p> <p>申請地は 4 月の総会において 3 条の規定により許可された土地であります。今回は当該地を耕作し、茶を植え農業を開始したいという申請であります。特に問題は無いと思ひます。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 2 番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>申請人は [redacted] の [redacted] に勤めておられて、兄弟が茶園をやっておりますが、本人も会社と別に始めたいという意向です。</p> <p>57 ページに写真がありますが、雑木が生い茂っている状態ですが数年前に伐採いたしまして、現在はススキ野の状態ですので機械を入れて耕作できると思ひます。</p> <p>一帯は茶園が点在しております。不耕作地を耕作されるということで、良いことじゃないかなと思ひます。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 2 番について、皆さん方からご意見・ご質問等ございませぬか。</p> <p>57 ページの写真は木が生い茂った状態ですが、現況の写真が 59 ページにあります。ススキが茂っております。</p> <p>ご質問等 ございませぬか。 （「ありませぬ。」の声あり）</p> <p>整理番号 2 番について編入を認めるということでご異議ございませぬか。 （「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号 2 番は編入を認めるということで提出いたします。</p> <p>続きまして整理番号 3 番です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>整理番号 3 番。変更区分：農用地除外。申請人：[redacted] さん（[redacted] 歳）。土地の所在：[redacted]、田、[redacted] m²。利用状況：不耕作地。土地利用規制：農用地。変更事由：『現在は原野化しているが、除外が許可されたなら町に寄付し、[redacted] 区の墓</p>

事務局長

地として使用したいため。』ということです。

変更目的及び事業計画につきましては、 \square m²の申請地を隣接の既存墓地 \square m²と一体利用するという事です。

申請地を町に寄付し、 \square 区の墓地として利用するという事ですので、周辺農地に影響も無いと思われます。 以上です。

会長

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

53 ページに写真があります。 \square から \square の町に入るところに山手に \square の \square 、海手に墓地があります。

\square は畑総が終わって20数年経つんですが、畑総の残地があったということです。55 ページに現地写真がございますが、伐採をして整地をしたところです。

\square はIターン者が増えておりまして、家を造った方が30件ほどあります。その方たちから墓地の話が出てきておりまして、何とかせんとならんなあと思つて \square 君に相談をしたら、寄付をしてくれませんかと言つてくれたもんですから、町に相談しましてまず農振除外からという手続きです。そういう事情ですので、よろしくお願ひします。 以上です。

会長

皆さん方からご質問ございますか。

(「ありません。」の声あり)

ご意見無い。という事でございますので整理番号3番は除外することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号3番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして議案第16号。非農地証明願ひについて事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第16号。非農地証明願ひについて次のとおり非農地証明願ひがあったので議決を求めらる。

整理番号6番。申請人： \square さん、(代理人) \square さん。土地の所在： \square 、畑、 \square m²。第2種農地。非農地に至つた理由並びに現在の管理状況：『昭和57年より隣接する川の氾濫、サル・シカによる害がひどいため、耕作が放棄され現在は原野の様を呈している。』ということです。

申請地は \square から東に1.2km程の位置にあり、20年以上前の県道改良工事の際の残土が敷き詰められた状態であり、農地として使用できなくなったということです。また、海岸沿いのため塩害もひどく、非農地としてやむを得ないと思われます。 以上です。

会長

整理番号6番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

63 ページの地図をお願いします。右側が \square 、下側が \square になります。 \square のすぐ向かい側にありますが、申請地の横に、すぐ海につながる川があります。

64 ページに写真がありますが、事務局から説明があつたように20数年前に県道を作つた時の残土が敷き詰められておりまして、このすぐ下は崖になつて、川があります。農地としては使えないと思ひます。

会長

整理番号6番について、皆さん方からご意見・ご質問ございませんか。(「ありません。」の声あり)

皆さん方からご意見無ければ、整理番号6番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

会長

(「はい。」の声あり)

整理番号6番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号7番です。事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号7番。申請人：[]さん([]歳)。土地の所在：[]、畑、[]m²。第2種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『昭和45年7月に買受けた時は地目が原野でしたが、ユスラヤシ等を植栽したので地籍調査の時点で畑とみなされて以降そのままの状態です。現在に至る。岩石が多く、湧水も多い。』ということです。

申請地は[]から[]に1kmほどのところに位置し、ほとんどの部分に雑木が生えている状態であるが、一部に緑化樹としてユスラヤシ、ビロウを管理している状態であるため、非農地として取り扱うべきではないと判断いたします。以上です。

会長

整理番号7番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

66ページお聞きください。この案件につきましては昨年も非農地として認めてほしいと申請があがったんですが、却下した場所でございます。場所は[]を県道から1.5kmくらい上ったところにあるんですが、説明のとおりヤシ・ビロウ・ヒメシヤラ等を植えております。奥の方は荒れていて、農地として利用できないと思いますが、半分は植物を植えておまして、1年前と何ら変化もございませんし、敷地内で植え替えなんかもして農地として利用しておりますので、今回も非農地として判断できないと考えております。どうしても非農地にしたいというのであれば、分筆するしか方法は無いと思います。以上です。

会長

利用している場所は限られているんですけど、広い1筆の中に一部あるということでも、私たちが非農地調査をしてきた中でも判断しておりませんので、担当委員の考え方で良いのではないかと考えているところなんですけど、皆さん方からご質問いかがでしょう。

(「ありません。」の声あり)

整理番号7番については、非農地として認めないということでご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号7番は非農地として認めないことに決定いたします。

続きまして整理番号8番です。

事務局長

整理番号8番。申請人：[]さん([]歳)。土地の所在：[]、畑、[]m²。第2種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『従来から雨水の被害には悩んできたが、近年の降り方は特に厳しくなり土手の崩壊も著しいものがある。また、隣接地からの大木のせり出しにも対処できない状態である。』ということです。

申請地は[]から北西に1.2km程の所に位置し、雑木・ススキ等が生えており、申請事由のとおり一部土手が崩壊しているが、バナナやミカンなどの果樹が植わっている状態であるため、非農地として取り扱うべきではないと考えております。以上です。

会長

整理番号8番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

69ページをお聞き下さい。横にさせていただいて右の道路が県道[]です。[]を左の方へ農免道を200m程行って

○番（農 業 委 員）	<p>上に上がったところに申請地があります。</p> <p>この方は先月か先々に非農地として申請地の右側の土地を認められております。</p> <p>今回の申請地ですが、ススキやカヤが生えております。本人は実生から出てきたダイダイだと言っておりますが、元々は植えたんでしょうね。何も無いところからは生えてこないでしょうから。そういった果樹もありますし、バナナも植栽されております。</p> <p>たしかに湧水は道路の脇に側溝を作って流れておりますが、大雨の時はわかりませんが、通常は十分処理されておりますので今回の案件については非農地としては認められないというふうに考えております。</p>
会長	<p>整理番号8番について、皆さん方からご質問・ご意見いただきます。いかがでしょう。</p> <p>（「ありません。」の声あり）</p> <p>皆さんからご意見無ければ、担当委員のご意見とおりの整理番号8番についても非農地として認めないということでご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号8番については非農地として認めないということに決定いたします。</p>
事務局長	<p>続きまして整理番号9番の説明を事務局からお願いします。</p> <p>整理番号9番。申請人：[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、畑、[]m²。第2種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『20年以上前から宅地化しており、農地性を失っている。現在は借家として使用している。』ということです。</p> <p>申請地は[]から北西に1.5km程の位置に所在しており、建てられてから20年以上経過する住宅があり、農地に復元することは極めて困難であるため非農地とみてやむを得ないと思われま。以上です。</p>
会長	<p>整理番号9番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>73ページをご覧ください。申請地の現況です。住宅が建築され20年が経過しております。非農地として認めざるを得ない案件だと思っております。以上です。</p>
会長	<p>整理番号9番について、皆さん方からご意見・ご質問等いかがでしょう。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>地目が畑であるのに家を建ててあるというのは、おかしくないですか。</p>
会長	<p>おっしゃるとおりです。おっしゃるとおりなんですけども、非農地証明の指針の中で20年以上経過している場合は対象となるということで、20年以上経過したものについては農業委員会、農業委員は責任が及ばないという形です。</p> <p>本来は20年に至る前に地域の農業委員さんが『違反転用ですよ。』という指導をすべきなんですけども、それもなされていなかったということです。</p>
○番（農 業 委 員）	<p>どうしようも無いということですね。</p>
会長	<p>はい。</p> <p>皆さんも遊休農地の調査をされているかと思しますので、地目が畑の</p>

会長	ところに建物があるという時には『違反転用ですよ。』という指導をするのは、私どもの役目です。
○番（農業委員）	<p>去年調べた時に[]にも1件あったんですけど、農地の中に家が建っているんですけども納税は宅地で取られていると。農業委員会と税務課関係の連携っていうのはないんですか。</p> <p>本人は宅地のつもりで家を建てているんですけど、それは農業委員会の方で地目を変えるんですか。</p>
会長	<p>税務課と農業委員会の連携というものは一切なくて、家が建つと税務課は職権で宅地並みの課税をします。ですから公簿地目は田・畑であっても建物が建つと宅地としての課税をしますので、地目は関係ございません。原野であっても家が建てば、宅地並みの課税をいたします。</p>
○番（農業委員）	<p>家を建てた本人が悪いってことです。その方はよそからきて土地を買って建てたんですけど、買った時に地目はわかっていますよね。</p>
会長	<p>農地を買ったのであれば恐らく農地法3条の許可を受けて買っていると思いますので、3条の申請はうその申請をしたということになりますね。</p> <p>ですからそういうことに気づいたときは、『農地法違反ですよ。ちゃんと手続きしてください。』という指導をしていただきたい。建物が建った後であれば始末書をつけて、農地を買ってすぐであれば理由書をつけてですね。</p> <p>農業をしますということで取得したわけですから、うその申請をしたんですかということになります。ですから、なぜそうなったのかという理由がいきます。</p> <p>少し脱線いたしました。</p> <p>整理番号9番について非農地としてやむを得ないということでご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号9番は非農地として認めることに決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号10番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>整理番号10番。申請人：[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、他2筆。地目：畑。3筆の合計面積が[]㎡。第2種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『平成20年に農地法第3条により取得した農地だが、諸事情により農業が困難になった。また敷地内には時計草の栽培に利用した銅線を放置しており、整地に莫大な費用がかかるため手が付けられず荒地となっている。』ということです。</p> <p>申請地は[]から北に0.5kmのところに位置し、竹や雑木等が生い茂っており山林化している状態であるが、当該地を取得したのが平成20年の農地法3条申請であり、許可を受けて10年も経過していないことから、非農地として取り扱うべきではないと思われます。以上です。</p>
会長	<p>整理番号10番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農業委員）	<p>75ページの地図をご覧ください。原野の状態ではありますけど、7年前に取得をして時計草の苗を植えたらいいんですが、そのまま棚等も放置しているということです。</p> <p>取得後20年経過していないという事を考えれば、認めるべきではな</p>

○番（農 業 委 員）	いと考えます。 この農地を使いたいという方もおられるようですから、また3条申請するなり対応をしながら考えていくべきかなと思います。 以上です。
会長	整理番号 10 番について皆さん方のご質問いただきます。
○番（農 業 委 員）	申請人は全く農業をする気は無いように見えますが。
○番（農 業 委 員）	申請人夫婦は■■■■をしていますので、縁の兄弟の■■■■さんに管理をお願いしていたんですが、3・4年前に亡くなってしまっていてこのような状態になっているようです。
会長	整理番号 10 番について、農地法の整合性からして非農地として認めることはできないということによろしゅうございますか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 10 番は非農地として認めないことに決定いたします。
事務局長	【行事予定説明】
会長	以上をもちまして、第3回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（12時05分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

4番 _____

5番 _____

平成27年6月24日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久